

市債権の放棄について（福祉局関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第 16 条に基づき債権放棄を行った債権は下記のとおり。

〔令和 3 年 4 月 ～ 令和 4 年 3 月実施分〕

会計区分	債権の名称	法的区分	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 〔条例第 16 条該当号〕
一般	昭和 36 年・42 年水害 世帯更生資金貸付	私債権	10	714,373 円	1 号
一般	昭和 36 年・42 年水害 応急住宅移転費貸付金	私債権	19	1,987,375 円	1 号
一般	昭和 56 年脇浜海岸通火災 災害援護資金貸付金	私債権	58	13,333,800 円	1 号
一般	昭和 57 年脇浜海岸通火災 世帯更生資金貸付金	私債権	13	4,247,420 円	1 号
一般	平成 10 年新湊川水害 災害援護資金貸付金	私債権	1	1,648,900 円	2 号
一般	同和更生資金貸付金	私債権	13	1,302,254 円	1 号
一般	療養資金貸付金	私債権	136	17,327,044 円	1 号
一般	身体障害者更生資金貸付金	私債権	213	140,635,895 円	1 号
一般	福祉電話貸与に伴う償還金	私債権	127	1,588,566 円	1 号
一般	在日外国人等福祉給付金返還金	私債権	1	225,000 円	1 号
国保	国民健康保険診療報酬返還金	私債権	2	58,150 円	1 号
			7	3,416,418 円	2 号
合計			600	186,485,195 円	

〔参考〕 神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）
（放棄）

第 16 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。